

国際関係法教育検討委員会・報告書

2009年10月1日

I 委員会設置の経緯

(1)2005年10月に開催された秋季研究大会の折に、有志会員の呼び掛けによって「国際関係法教育に関する話し合い」が行われ、この議論を踏まえて国際関係法教育に関する理念と制度について学会として検討することを求める「要望書」が理事長あてに提出された。2006年の春季研究大会の際に開催された理事会は、この目的のために「国際関係法教育 Working Group」(運営委員11名、理事長が指名した委員7名で構成)を設置した。

(2)同 Working Group は国際関係法教育の活性化を図るという観点から、実務家を中心に聞き取り調査を行い、同年9月に提出された報告書の中で今後検討すべき論点を整理するとともに、学会のもとに「国際関係法教育検討委員会」を設けることを提言した。

* (1)の「要望書」と(2)の Working Group 報告書は、『国際法外交雑誌』105巻4号の「会報」欄に掲載されている。

(3)この提言を受けて新運営委員会は、2007年3月に「国際関係法教育検討委員会」の設置を決定した。構成は、松井芳郎(委員長);薬師寺公夫(幹事);奥脇直也;大森正仁;道垣内正人;河野俊行;赤根谷達雄;吉川元;柳原正治;小寺彰、である。のちに、坂元茂樹;森田章夫の2名が委員に追加された。また、委員会の会合には酒井啓亘(庶務幹事)および西村智朗(下記の科研の幹事)が参加している。

II 委員会における審議

(1)委員会の主要な目的は、国際関係法教育をめぐる最近の環境変化(法科大学院、公共政策大学院の設置など)に照らして、とくに研究者養成の活性化を念頭において国際関係法教育に関する理念、制度および方策を検討することである。なお、委員会では「国際関係法」を国際法および国際私法だけでなく、国際政治・外交史その他の関連分野を含む広い意味で用いている。

(2)委員会では2007年7月に、現状分析を行うための基礎的なデータを得ることを目的に、法科大学院発足後の国際関係法教育の現状に関するアンケートを行い、65の大学に属する84名の会員から回答を得ることができた。アンケート結果の中間報告は国際法学会のHPに掲載されている。アンケート結果の分析については、国際公法系(奥脇委員担当)と国際私法系(道垣内委員担当)にわけて草案を作成し、下記の科研の共同研究の枠内で検討を行っている。まだ委員会としての結論を得るには至っていないが、国際公法系に関してはある程度討論が進んでいるので、その中間とりまとめを本報告書に添付する。なお、内容についてはⅢ(2)①に略記したので参照されたい。

(3)また、おもに科研のC(社会連携)班の作業として、国際公法系については岩槻直樹会員、国際私法系では高杉直会員の協力を得て、研究環境や学会への希望などを中心に若手会員のヒアリングを実施した。これらのヒアリングの結果についても、委員会の検討は完了していない。

(4)このアンケート結果の集計、分析を円滑に行い、委員会の調査、研究の費用を賄う目的で「グローバル化の時代における国際関係法教育の改革」(基盤研究(B))というテーマで科研費に応募し、平成20~22年の補助金を受けることができた。これ以後の活動はおもに科研の共同研究として行っているため、詳細についてはⅢを参照されたい。

(5)2008年度秋季研究大会の折に、学会改革検討委員会および法人問題検討委員会と合同で「パブリック・フォーラム——国際法学会・国際関係法の存続の危機をどう克服するか——」を開催し、広く会員の見解を求めた。このパブリック・フォーラムの結果、およびほぼ毎回総会において行った委員会の審議状況についての報告は、『国際法外交雑誌』の「会報」欄に概略が掲載されているので、参照されたい。

Ⅲ 科研「グローバル化の時代における国際関係法教育の改革」報告

研究代表者 松井芳郎(立命館大学)

2008年から2010年の3年間で表記課題の科学研究費補助金が採択され、現在研究活動が進行中である。

本科研では、研究目的の達成のために、3つの研究課題である「カリキュラム改革」、「シラバス改革」および「社会連携」ならびに3つの課題の間を調整し、全体を総括する「総括・調整」の4つの研究班を構成し、それぞれ研究代表者及び研究分担者を責任者として分担して研究を行ってきた。※印は「国際関係法教育検討委員会」委員以外のメンバー

(1)研究組織

A:カリキュラム改革班

国際政治・外交史との関係、国内法の諸分野との関係も視野に納めて、学部および大学院におけるカリキュラム改革を検討する。ILAにおける共同研究を分担する。

研究分担者 森田章夫(法政大学)

連携研究者 河野俊行(九州大学)、柳原正治(九州大学)、飯田敬輔(東京大学)※

B:シラバス改革班

世界各国の主要な教科書・教材の分析に基づき、シラバス改革を検討するとともに、これにふさわしい教科書・教材のあり方を考える。ILAにおける共同研究をおもに担当する。なお、A・B両班は協力して、国際関係法教育検討委員会が行ったアンケートの分析を行い、その結果を両班の検討の出発点とする。

研究分担者 薬師寺公夫(立命館アジア太平洋大学)

連携研究者 坂元茂樹(神戸大学)、野村美明(大阪大学)※

C: 社会連携班

学生および実務界を含めて社会への働きかけを強めることによって、国際関係法の教育・研究の「裾野」を広げる方策を考える。国際法学会の協力を得て、いくつかの案について試行を行う。

研究分担者 小寺彰(東京大学)

連携研究者 大森正仁(慶應義塾大学)、道垣内正人(早稲田大学)、赤根屋達夫(筑波大学)

D: 総括・調整班

国際法学会、学術会議「グローバル化と法」分科会などとの連絡を担当する。各班の作業の進行を調整し、全体の議論をまとめて提言の原案を作成する。

研究分担者 松井芳郎(立命館大学)

連携研究者 奥脇直也(東京大学)、酒井啓亘(京都大学)、西村智朗(立命館大学)

※

(2) 研究経過

本科研では、2008年度および2009年度の前半で以下の研究活動を行った。

- ① 国際関係法教育の現状を分析するため、本研究の準備段階で行っていた各大学の国際関係法教員に対するアンケートの集計を再度精査し、その結果について、国際公法および私法に区分して分析を行った。いずれの分析からも、法科大学院の設立などをはじめとする大学の変革によって、学部および大学院での教育のあり方に苦慮している状況が明らかになった。2月に行った研究会では、大学院進学者が減少している原因として、法学部の多くが卒業論文を課されていない現状(学問のおもしろさを気づかせないという可能性)や学生の気質の変化などが原因としてあげられるという分析を行った。さらに分析の枠組みを公共政策・政治系と法学系に分ける必要性も指摘された。今後はこのアンケートのフォローアップとして、ロースクール再編(規模縮小を含む)の動きを念頭に置いて20校ほどターゲットを絞り、再度のアンケートおよび／または聞き取り調査を行う予定である。また研究環境に対する若手研究者へのヒアリングも行い、国際関係法を学ぶ上での課題などについての情報収集も行った。そこでは、国際公法、国際私法の大学院生が共通に有する問題点として、経済的問題(学費や研究費)や将来(研究職への就職)に対する不安などが具体的に浮かび上がった。また、国際公法と国際私法では違いが見られるものの、大学院生が現在の研究環境について抱いている課題や学会に対する期待などについても有益な情報を得ることができた。
- ② 立命館大学、法政大学、立命館アジア太平洋大学(APU)の3研究機関で国際関係法に関する諸外国の教科書を収集した。立命館、法政の両大学では欧米の国際関係法の教科書を中心に、APUでは中国や韓国などアジアにおける教科書を収集し、比較検討をおこなった。これらの分析を踏まえ、次年度におこなうシラバ

スの検討を踏まえて、カリキュラムのモデル化を模索する予定である。

- ③ 本研究テーマの海外における動向を検討するために、2008年8月にリオデジャネイロで行われた国際法協会(ILA)の学術大会における「国際法教育」委員会に研究分担者(森田章夫法政大学教授)と研究協力者(兼原敦子立教大学教授)を派遣した。そこで海外でも国際法を学ぶ学生に就職等の悩みがあること、また学生には模擬裁判の人気が高いことなど、ある程度共通する傾向が存在することが明らかになり、様々な研究の連携の必要性を確認した。なお、同委員会の審議の概略については、『国際法外交雑誌』107巻4号198頁に掲載の森田委員による報告を参照されたい。
- ④ 社会連携の可能性を検討する目的から、日弁連と共同研究会「国際法の理論と実務」を5回行い(※第1回は科研の研究期間前の企画)、国際関係法教育と実務の連携について議論した。その内容は下記の通りである。この企画は、実務家、研究者共に積極的評価がなされた。第1回から第3回までの詳細は雑誌『自由と正義』60巻2号(2009年2月号)に掲載され、第4回から第5回についても同雑誌に掲載される予定である。

	日程	テーマ	スピーカー	コーディネーター
1	08/2/7	WTO紛争解決	米谷三以(弁護士) 小寺彰(東京大)	道垣内正人(早稲田大)
2	08/4/25	環境法	高村ゆかり(龍谷大) 太田穰(弁護士)	臼杵知史(同志社大)
3	08/6/9	宇宙法	青木節子(慶應大) 増田晋(弁護士)	大森正仁(慶應大)
4	09/4/10	国内法の域外適用	小寺彰(東京大) 道垣内正人(早稲田大) 牛嶋龍之介(弁護士)	大森正仁(慶應大) 山本晋平(日弁連国際室囑託)
5	09/6/24	自由権規約委員会の報告制度	森田章夫(法政大) 武村二三夫(弁護士) 川崎真陽(弁護士)	大森正仁(慶應大) 山本晋平(日弁連国際室囑託)

※下線は本科研メンバー

IV 今後の作業と本報告の性格

本委員会は今期の執行部によって設置されたので、その任期は今期執行部と同じく2009年秋に終わるものと委員会では理解している。学会として委員会の任務をこれで終了させるか、来期も継続させるか、継続させる場合は委員を基本的に同じとするか大幅な入れ替えを行うかなどは、次期の執行部が決定されることとなろう。しかし、上に述べたように本委員会を中心として科研費を得た共同研究を行っており、この共同研究は来年度まで継続することとなっている。したがって、本報告はいわば中間報告であり、委員会としての見解と提言(そのようなものがまとまるとして)を含む最終的な報告は、科研の共同研究が終了する来年度末までに提出することをご了解いただきたい。